

# 電気通信事業部会・接続委員会 合同ヒアリング資料



平成19年11月16日  
ソフトバンク株式会社

## 1. 第一種指定電気通信設備の指定の範囲

### （1）NTT東西の次世代ネットワークの扱い

- ① **NTT-NGNは、ボトルネック性を有する既存の光アクセス回線において1分岐単位の開放が実現しない限り、第一種指定電気通信設備として指定すべき。**

ただし、NTT-NGNのアクセス網において**1分岐単位の開放が実現した場合、NTT-NGNのコア網部分については指定の範囲を限定することも考えられる。**

（ひかりIP電話など、相互接続が必須となる設備・機能は指定が必要。）

- ② 「注視すべき機能」に位置づけるものはない。
- ③ 「告示第243号改正に係る答申書 審議会の考え方1」について見直しが必要。

## 1. 第一種指定電気通信設備の指定の範囲

### （2）地域IP網等の扱い

- ① **地域IP網は、ボトルネック性を有する既存の光アクセス回線において1分岐単位の開放が実現しない限り、第一種指定電気通信設備として指定を継続すべき。**

ただし、地域IP網のアクセス網において**1分岐単位の開放が実現した場合、地域IP網のコア網部分については指定の範囲を限定することも考えられる。**  
（ひかりIP電話など、相互接続が必須となる設備・機能は指定が必要。）

- ② **ひかりIP電話は、接続料の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備として指定すべき。**
- ③ **メディアコンバータ、ONU、OLT、スプリッタ等は、ボトルネック設備であるアクセス網と一体化した設備であるため、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべき。**

## 2. 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化(アンバンドル)

- ① 平成8年電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」に基づき、**公正に競争ができる接続点において、技術的に可能な単位、かつ適正なコストでアンバンドルすることが必要。**

IP設備は、同一設備であっても複数の機能を具備するため、帯域制御機能や課金・認証機能などの機能単位でのアンバンドルが必要。

マイラインやドライカツパ電話などの継続提供が可能となるよう、NTT-NGNにおいてもPSTNと同様のアンバンドルが必要。

- ② NTT-NGNの網制御機能と相互接続するためには、網制御情報・プロビジョニング情報等を交換するための各種インタフェース等の接続条件を開示することが必要。

## 2. 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化(アンバンドル)

- ③ NTT-NGNにおいても、接続事業者の同時期での新サービス提供を確保するため、将来の網機能追加時のアンバンドル実施・情報開示が必要。
- ④ 接続事業者の希望する接続形態の実現のため、多様な箇所に接続点を設け、コア網は局舎あるいは県単位、**アクセス網は局舎単位での接続点設置が必要。**
- ⑤ アンバンドル機能の提供は、接続事業者の多様なサービス提供確保のため、様々なレイヤ(L2、L3等)における接続の確保が必要。

### 3. 接続料の算定方法等

#### （1）接続料の算定方法

- ① ピアリングやトランジットのどちらを採用するかの基準の明確化が困難なため、**NTT-NGNにおいては、第一種指定設備に係る現行の接続料規制と同様の義務を課すべき。**
- ② NTT-NGNの接続料は、算定の透明性確保のため、LRIC方式が望ましい。NGN導入当初は、暫定措置として、プライスカップ、将来原価方式等を検討することが適当。
- ③ **光アクセス回線の接続料は、引き続き将来原価方式で算定することが適当。**

**また、減価償却期間の実際の耐用年数に合わせた適正化、設備調達価格及び工事費用の精査等を実施し、低廉化すべき。**

### 3. 接続料の算定方法等

#### （2）接続会計の設備区分

- ① NTT-NGNでは新たな設備が導入されるため、接続会計において **NTT-NGNに係る新たな設備区分を設け、会計の透明化を図ることが必要。**
- ② IP設備は、同一設備であっても複数の機能を具備するため、設備区分のみならず、機能区分まで細分化し、接続会計の分計を行うべき。
- ③ 費用配賦プロセスの透明化を図るため、配賦基準・配賦先を明確にした「配賦フロー」をNTT東西に公表させることが必要。

## 3. 接続料の算定方法等

### （3）分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

**[後段で、詳細を説明]**

## 4. その他

### （1）接続に関する同等性の確保等

- ① NTT東西にNTT-NGNの詳細情報を開示させた上、**NTT東西利用部門と接続事業者間の同等性確保のためのルール整備が必要。**
- ② NTT-NGNにおけるインタラクティブ通信確保のため、ONU、ルータ、監視制御機能を指定設備とし、網機能計画の情報開示対象とすることが必要。
- ③ 地域IP網からNTT-NGNへの変更は工事不要とされているが、競争事業者のサービスへの変更であっても、同等の手続とすることが必要。

### （2）スタックテスト

- ・ NTT-NGNの接続料の適正性を検証するために、スタックテストは必要。

### （3）映像配信プラットフォームのオープン化

- ・ コンテンツは、ネットワークを問わず全ての加入者が利用可能とすべき。  
**NTTグループが地上デジタル放送等を独占的に配信することは認められない。**

## 4. その他

### （4）固定通信網と移動通信網の円滑な連携等

- ① **NTT東西とNTTドコモによるFMC提供及び共同営業は、市場支配的事業者同士の連携となるため、認められない。**  
両社間の共同営業を禁止するガイドライン策定が必要。
- ② IPv6については、総務省で行われている研究会等に沿った仕様にNTT-NGNも準じ、サービス提供前に仕様を公表することが必要。

### （5）その他

- ・ IP網の相互接続において、エンドエンドでのQoS・セキュリティ確保の仕組みを確立することが必要。
- ・ NTT-NGNの接続ルールは、関係事業者も参画するWGを設置し、検討を進めることが必要。

# 1 分岐単位での開放について

## 【提案募集項目】

### 3. 接続料の算定方法等

#### (3) 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

# 1. 次世代ネットワークの在り方

次世代ネットワークは、今後の情報通信の基盤となるべきもの

通信ネットワークは、水道・電気・ガスに並ぶ重要なインフラ

水道



電気



ガス



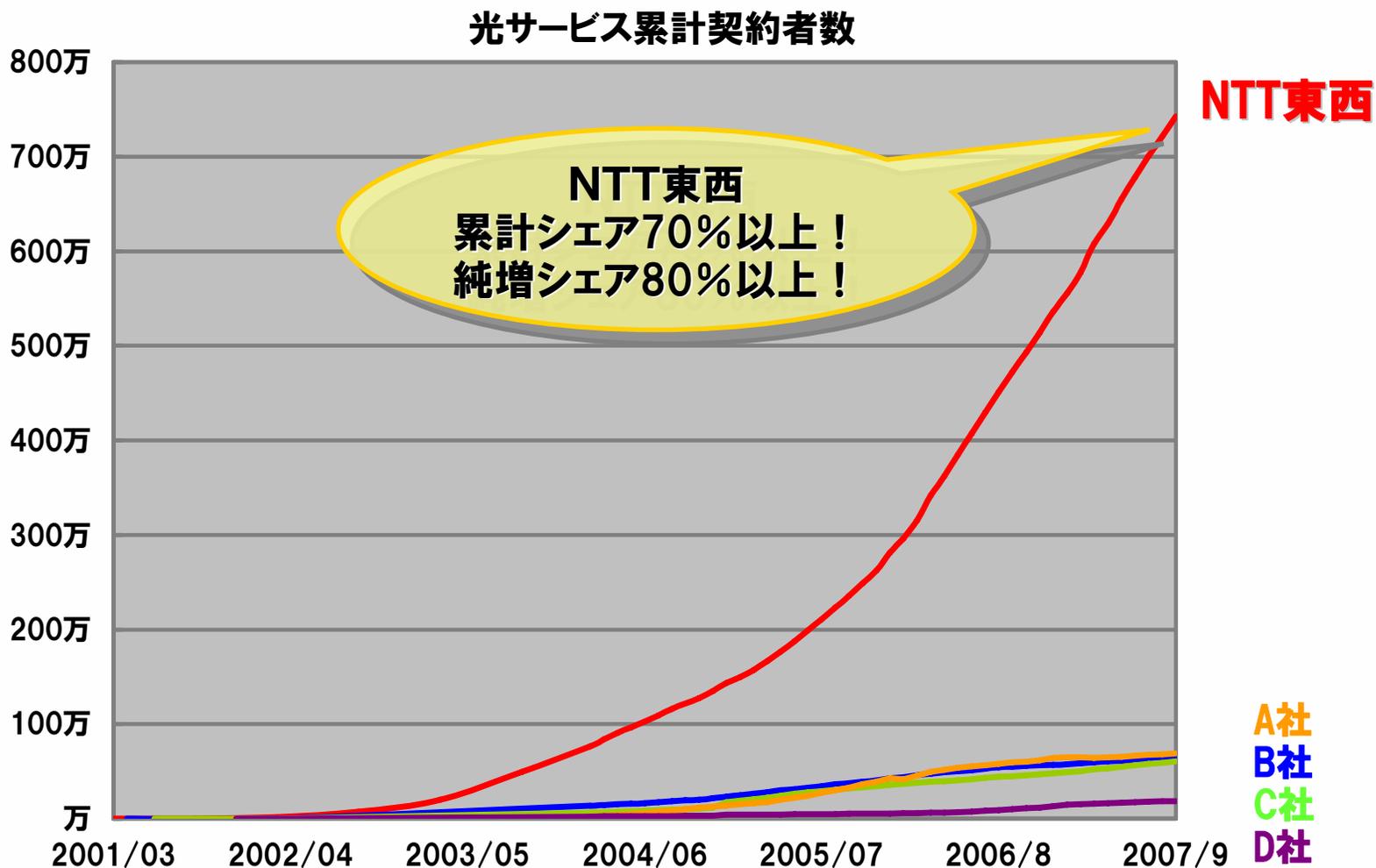
通信



通信は  
次世代へ

安心で豊かな国民生活のために、  
公正競争を通じて発展させるべき

## 圧倒的なシェアにより、NTT東西の独占が拡大



通信市場は自由化以前へ逆行

### 3. 光アクセス回線のボトルネック性

## 光アクセス回線網にも実質上のボトルネック性が存在

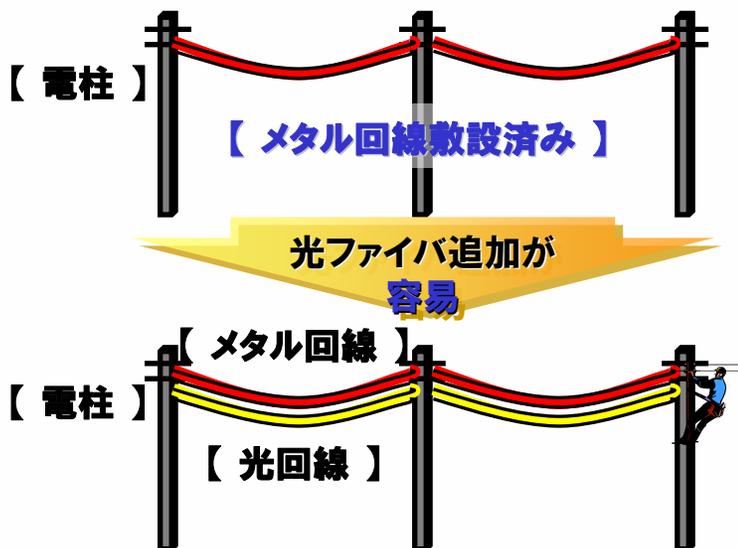
#### NTT東西は、メタルで敷設済み

- 100年かけて構築した電柱・管路・とう道等ボトルネック設備を、メタル回線と共用
- メタル回線に添わせるだけのため、費用面、手続面で優位

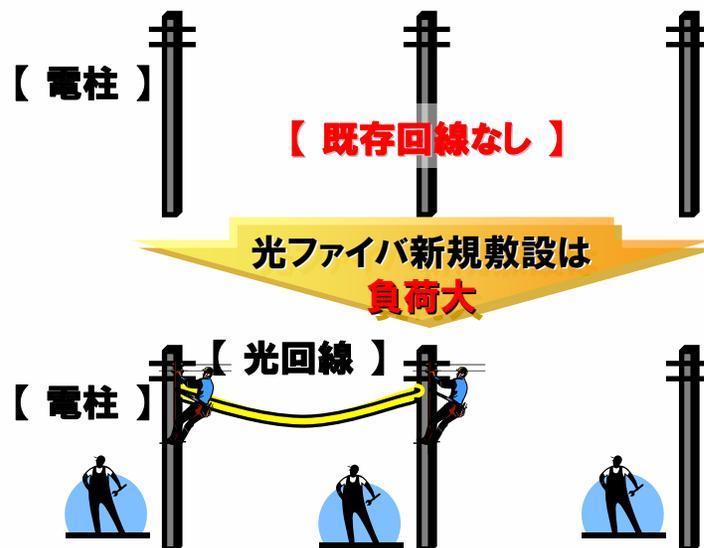
#### 競争事業者は、新規敷設必要

- 全国規模の新規敷設に必要な手続は、
  - 電柱約1,000万本の、電柱手続、道路占用許可、工事実施
  - 管路・とう道への敷設工事 など

### 【 NTT 】



### 【 競争事業者 】

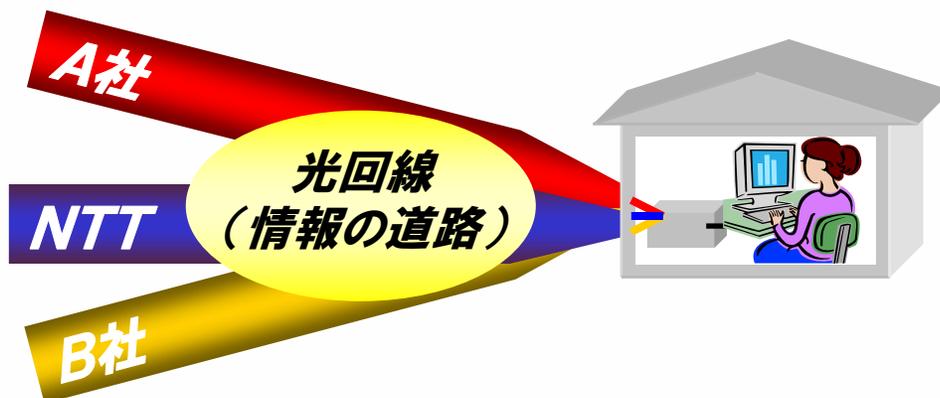


## ボトルネック設備である光回線の重複投資は非効率



宅配事業者は、  
道路(共通インフラ)を共用

効率的な設備整備・利用



電気通信事業者は、  
それぞれが、光回線を設置

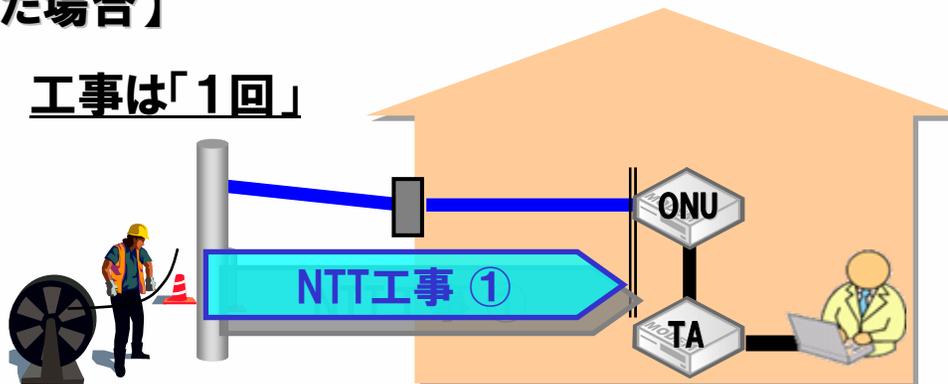
過度な投資・非効率

光アクセス回線も効率的に整備・利用すべき

## 利用者宅内工事等の手続きに差異が存在

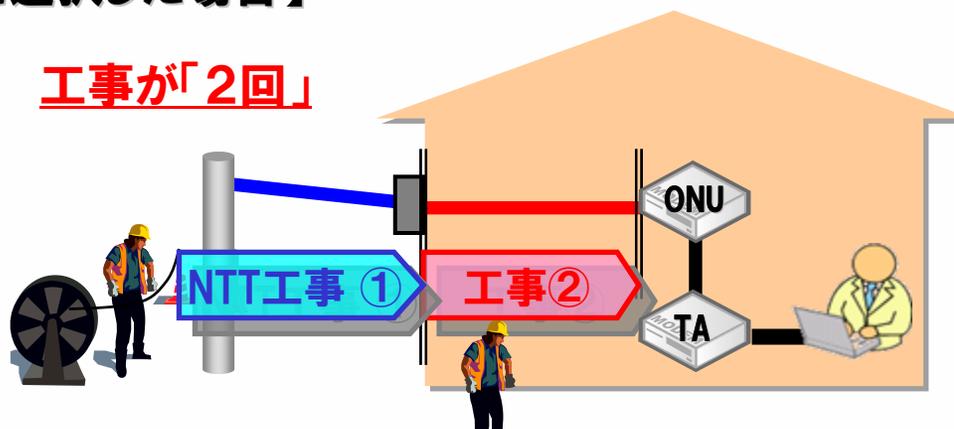
【NTTを選択した場合】

工事は「1回」



【競争事業者を選択した場合】

工事が「2回」



NTTから競争事業者に変更した場合も、「2回」必要

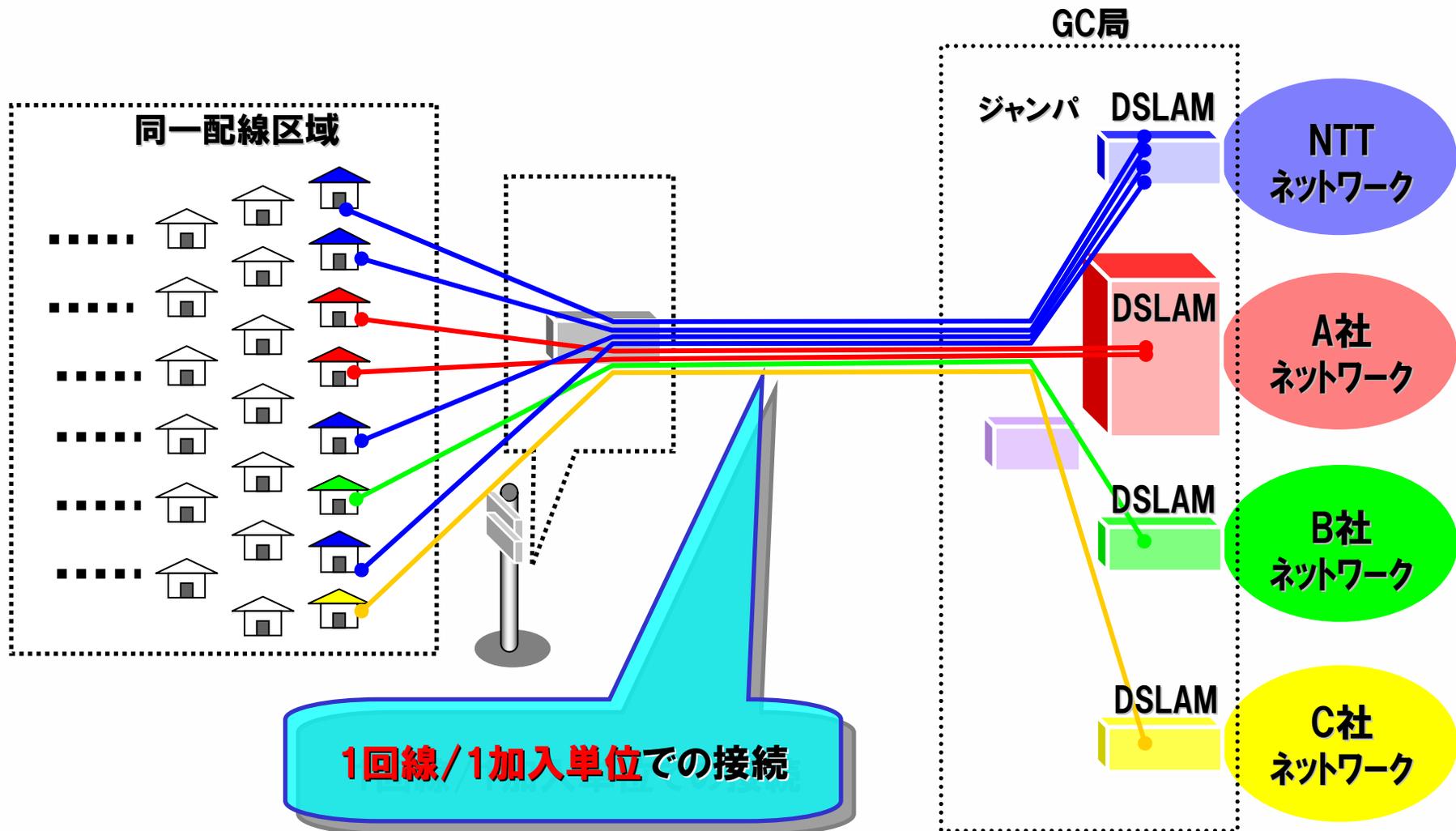
NTTと競争事業者間で、工事の同等性確保が必要

光サービスとADSLサービスではサービス提供条件が大きく異なる

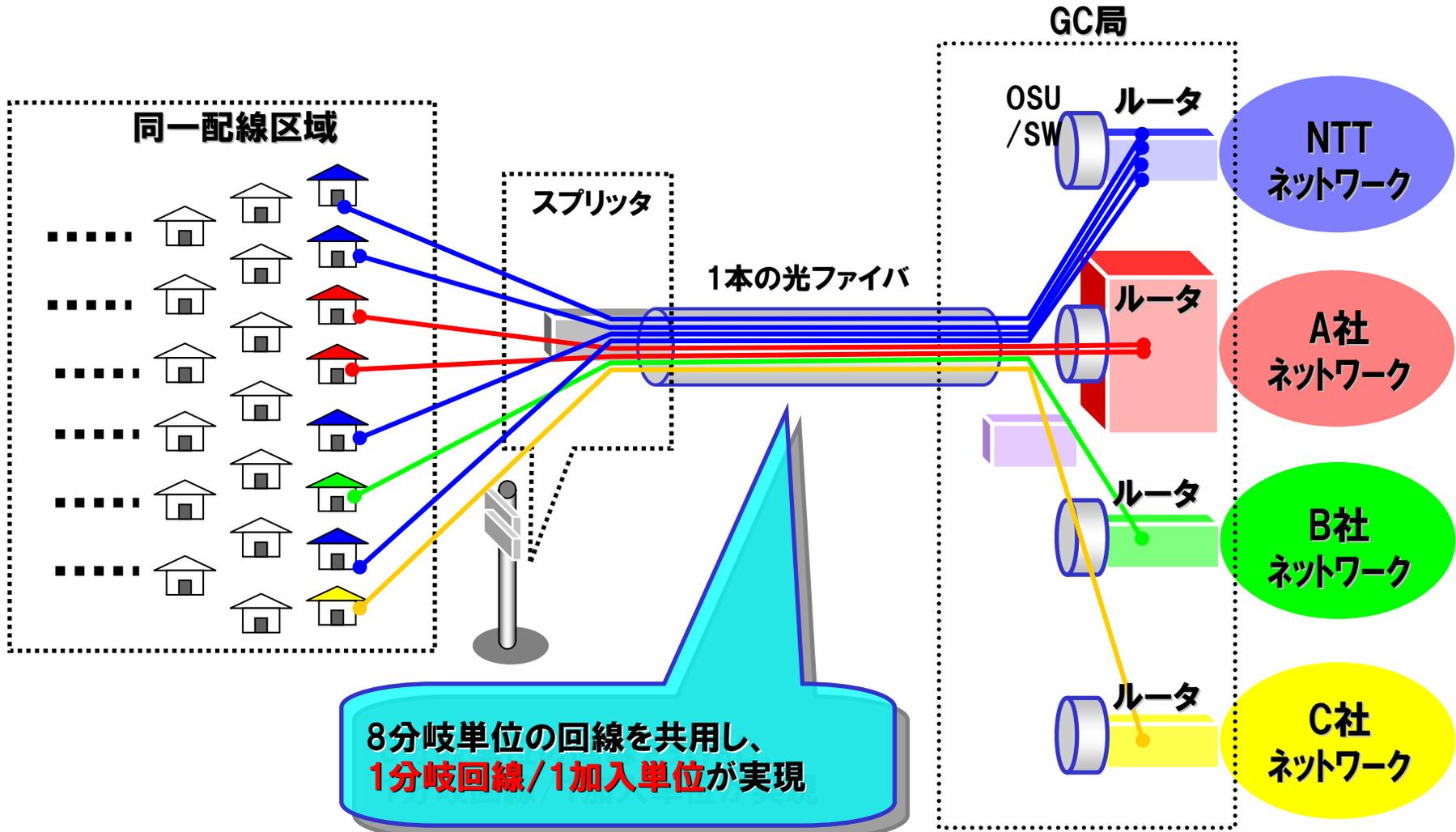
	ADSL	光サービス
接続単位	1回線単位接続	8分岐回線単位接続

光サービスも、ADSLと同じ競争環境にしなくては、競争が実現できない

# 7. ADSLの場合



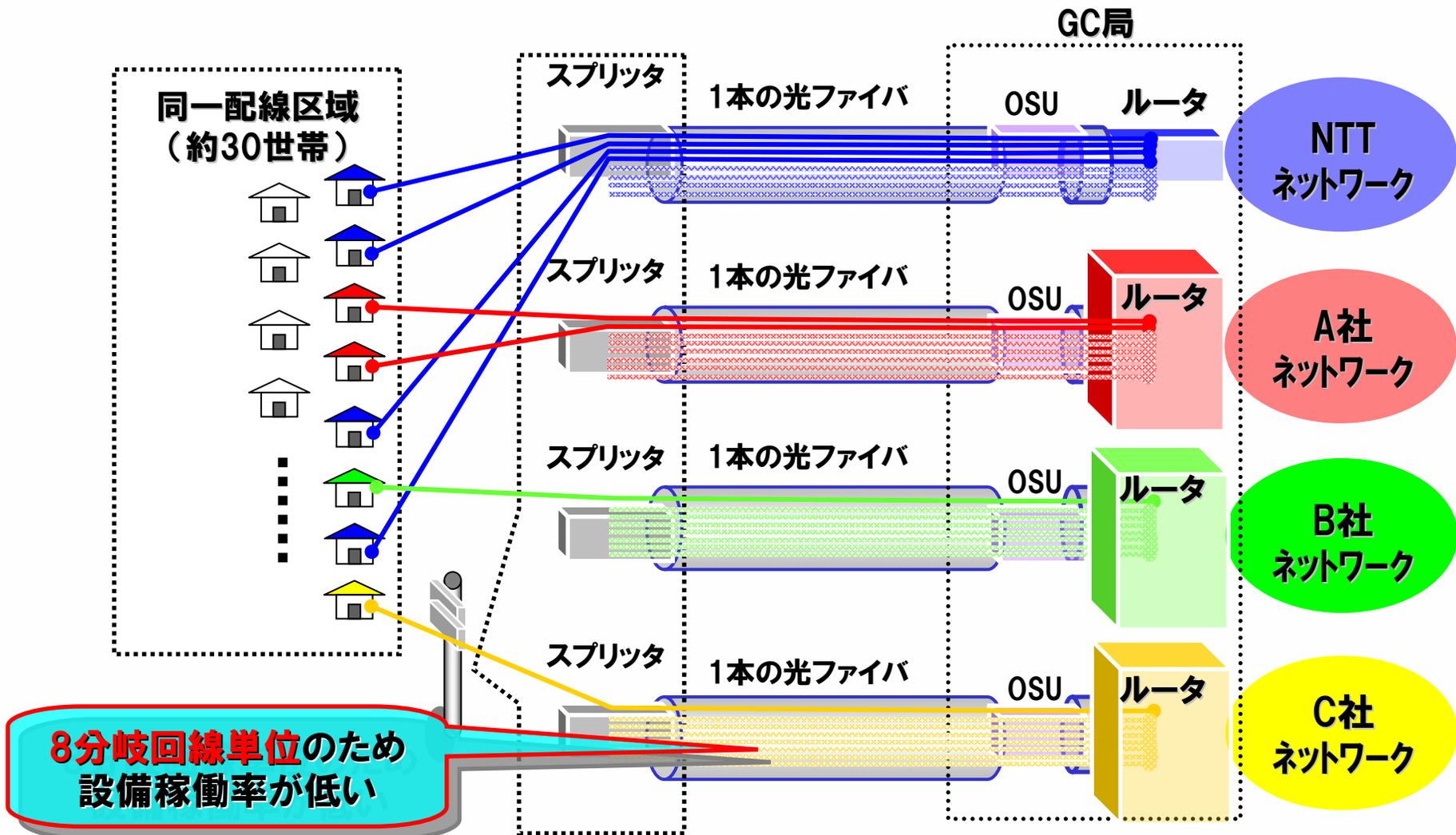
アクセス回線の十分な開放により、競争が実現



8分岐単位の回線を共用し、  
1分岐回線/1加入単位が実現

1分岐単位での開放により、  
ADSLと同様に競争環境を実現すべき

# 9. 光アクセス回線の現状



現状の設備構成では、稼働率向上・採算性見込めず、競争が進展しない

## 10. ブロードバンド利用者数による想定稼働率

光サービスは8分岐単位での接続となるため、  
設備稼働率がサービス提供コストに大きく影響

現状の例（事業者毎に8分岐設備を利用）

	【NTT】	【A社】	【B社】	【C社】
【8分岐稼働数】	$\frac{7}{8}$	$\frac{2}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$
【稼働率】	87%	25%	13%	13%
【1加入あたり費用】	1,562円	3,921円	7,223円	7,223円

■ 世帯数に占めるブロードバンドサービス加入比率

$$= \frac{2700\text{万加入}^{(*1)}}{\text{全国 } 5000\text{万世帯}} = 54\%$$

■ 光サービスの1光配線区域<sup>(\*2)</sup>における加入世帯数

$$= 30\text{世帯} \times 54\% \times 70\%^{(*3)} = \boxed{11\text{加入}}$$

(\*1) 光サービス+ADSL+CATV

(\*2) 30世帯を想定

(\*3) 光サービス利用意向者比率

光では、NTT以外は実質的にビジネスができない状態

# 11. 地方部における光サービスの普及（1）

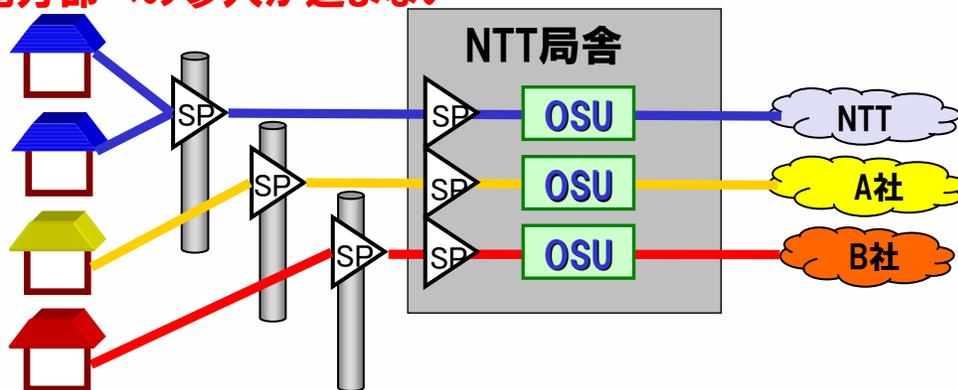
地方ではブロードバンド加入率が低く、事業者ごとの設備では採算性があがらないため、事業者の参入が進まない

- 地方部において、20世帯/光配線区画、光アクセス加入率20%と仮定した場合、4世帯の加入が見込める。
- 事業者ごとの稼働率は、

$$\text{NTT} : \frac{2}{8}, \quad \text{A社} : \frac{1}{8}, \quad \text{B社} : \frac{1}{8}$$

 不採算     
  不採算     
  不採算

- NTT、A社、B社はいずれも**不採算**のため、**地方部への参入が進まない**



【 デジタルデバイド継続 】



※ 緑 : 光サービス提供地域

光サービス未整備のエリアが残り、デジタルデバイドが解消しない

# 12. 地方部における光サービスの普及 (2)

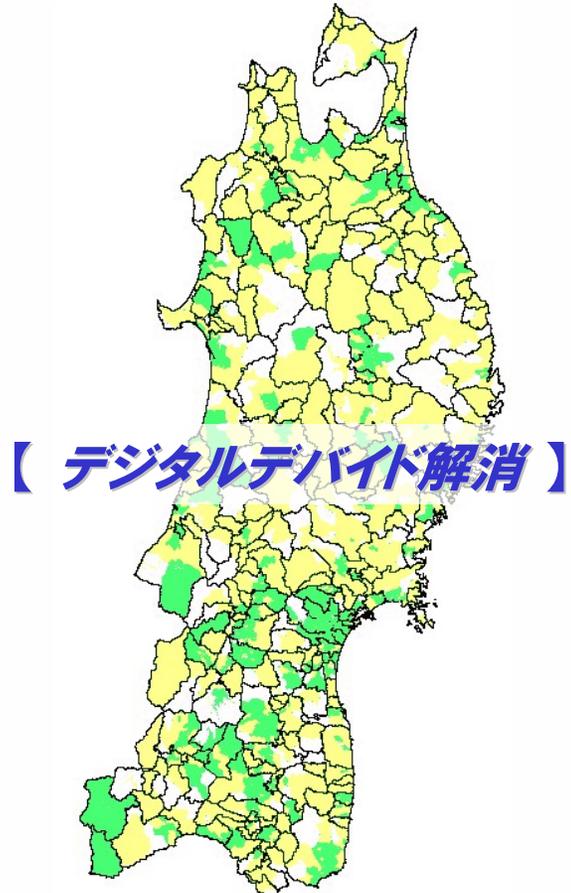
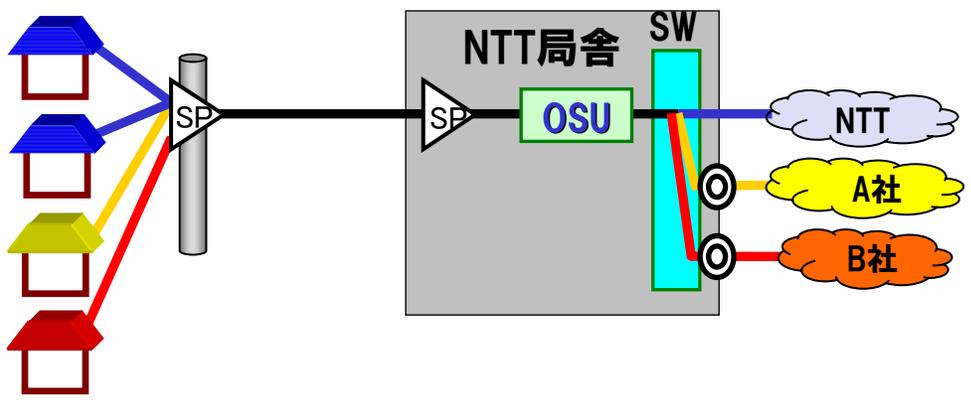
## 1分岐単位の開放による採算性向上により、参入が促進

- NTTを含めたOSU共用により、地方部への参入が促進される。

- 全事業者の稼働率改善

- 事業者全体の稼働率は、

NTT + A社 + B社 :  $\frac{4}{8}$   採算性あり

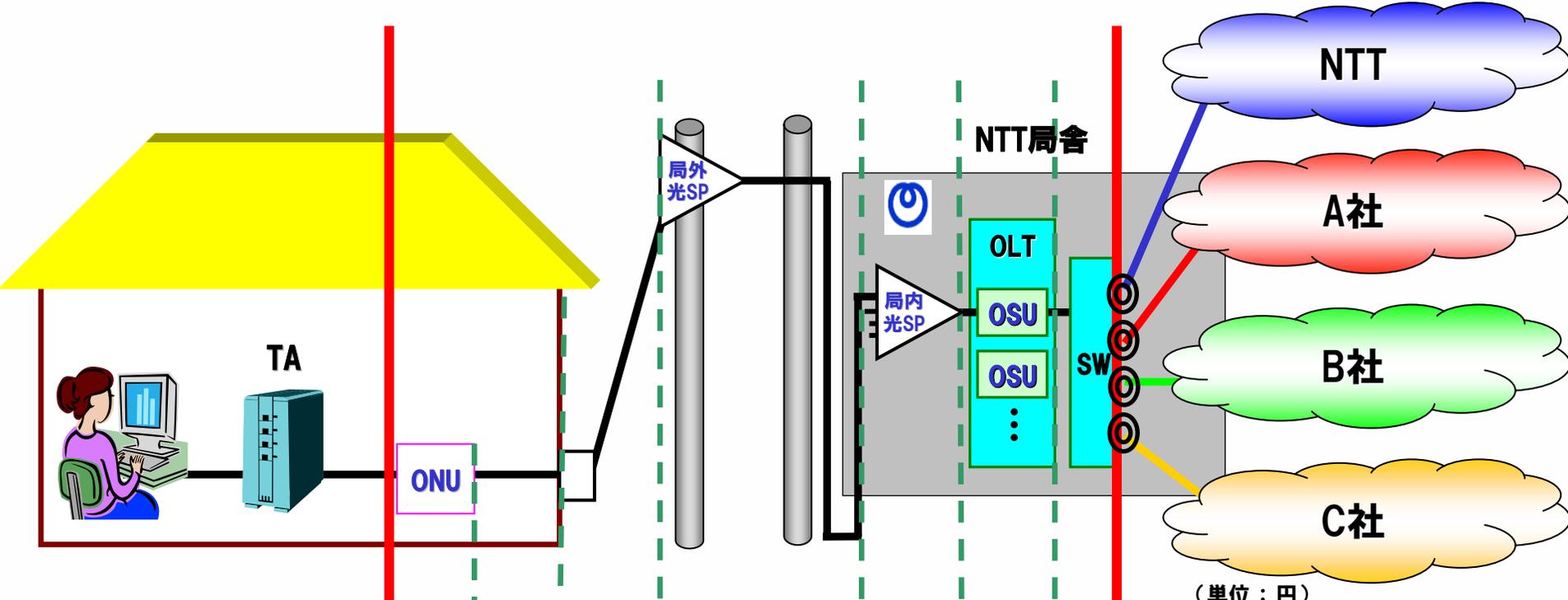


※ 緑 : 光サービス提供地域 (現状)  
黄 : 光サービス拡大提供地域(想定)

## デジタルデバイド解消

# 13. 低廉な接続料設定による光アクセス回線開放

光ファイバ等の費用算定方法を見直し、NTTを含めた設備共用を行うことにより、低廉な接続料を実現



(単位：円)

	宅内装置	宅内配線	光信号分岐端末回線	光信号主端末回線 (局外光スプリッタ含む)	局内光スプリッタ	OLT	SW	合計
現行料金 (1/8稼動の場合)	900	200	511	5,020	579	1,006	-	8,216
NTTを含めたOSU共用	33	47	222	262	12	38	3	617

※算定の考え方は参考資料2を参照。

光アクセス回線網の1分岐単位の開放がなされるのであれば、  
第一種指定電気通信設備の範囲は限定できる

## 【コア網】

NTT-コア網は、  
一部非指定化も可能

NTT-コア網  
(地域IP網/NGN)

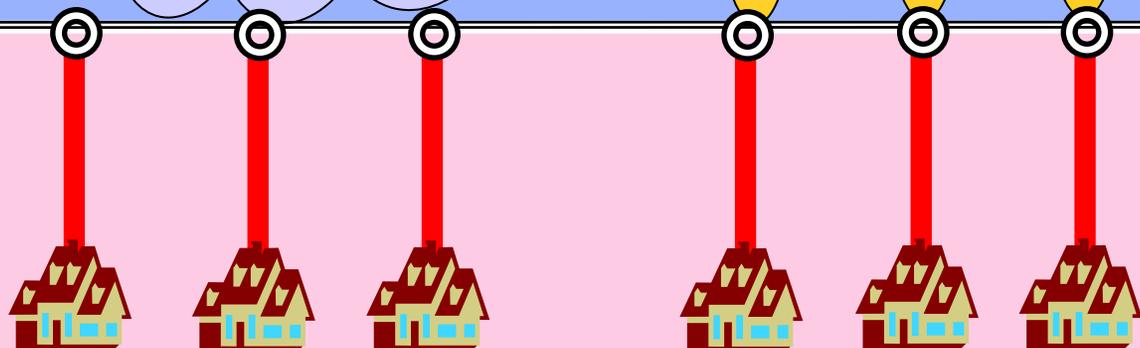
接続事業者A

接続事業者B

接続事業者C

## 【光アクセス網】

光アクセス網は、  
第一種指定電気通信  
設備として指定し、  
1分岐回線単位の開放



## 光サービス(FTTH・NGN)の接続ルール見直しにより...

光アクセス回線の  
1分岐単位での開放



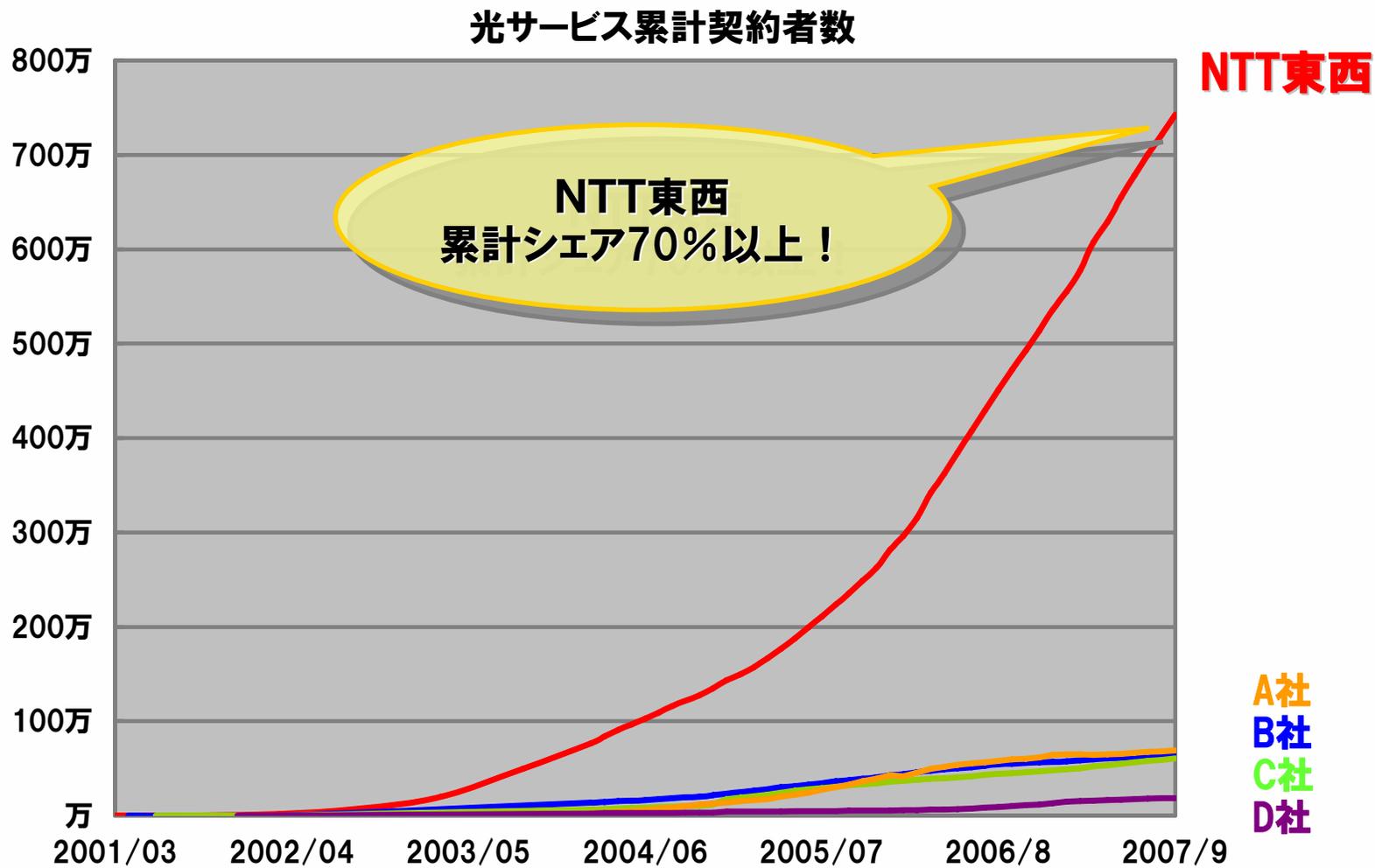
健全な競争環境の実現  
デジタルデバイドの解消



光サービスの全国整備が進展

# 16. 通信市場は独占市場へ回帰

現在のルールでは、光サービス市場はNTT東西独占市場



通信市場は自由化以前へ逆行

**アクセス回線網の公平な開放**

**(1分岐単位での開放)**がなされなければ、

**NTTグループの在り方に関する見直し**

**(資本分離・構造分離)**が必要。

# 参考資料

**参考資料1:NTT東西殿の意見に対する弊社意見**

**参考資料2:光アクセス回線接続料に係る算定の考え方**

平成19年11月16日  
ソフトバンク株式会社

## NTT東西殿の意見に対する弊社意見

「次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集」

3.接続料の算定方法等

(3)分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

## 【NTT殿意見】

- これまでの徹底したネットワークのオープン化により、アクセス部分については、加入ダークファイバや局舎コロケーションを開放しており、他事業者はそれを自由に利用することができます。さらには、電柱等の線路敷設基盤のオープン化により、自前でアクセスラインを敷設する環境も整備されています。現に電力系の事業者やKDDI殿、CATV事業者等は自前のアクセスラインを敷設してサービスを展開されており、ブロードバンド市場においては設備競争が進展しております。【NTT東日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿は「アクセス部分については、加入ダークファイバや局舎コロケーションを開放しており、他事業者は自由に利用することができます」と主張していますが、単に設備開放されていることだけをもって、アクセス部分が十分開放されていると判断することは不適当です。
- 実態として、NTT殿の光サービスの累積契約数シェアは70%超かつ純増シェアも80%超となっており、実質的にNTT殿による独占状態にあると考えます。これは、NTT殿が光アクセス回線を8分岐単位で設備構築し、接続事業者への光アクセス回線開放も同じ単位で行っているためです。具体的には、この構造では設備稼働率がサービス提供コストに大きく影響を与える構造となっている中で、狭小な光配線区画においては接続事業者はNTT殿と同等のサービス提供コストとなるだけの加入者を確保することができず、光アクセス回線におけるNTT殿と接続事業者との間での競争が行えない環境になっているものと考えます。
- また、「電柱等の線路敷設基盤のオープン化により、自前でアクセスラインを敷設する環境も整備されています」との指摘がされていますが、光アクセス回線網を整備するに際してNTT殿が既存のメタル回線網に特段の手續なしで光アクセス回線を追加敷設するだけで足りるのに対し、接続事業者がNTT殿と同様の光アクセス回線網を構築するためには、一からの設備構築が必要であり、個々の電柱へ添架手續や道路占用許可手續などについての多大な手續き時間と費用を要するため、接続事業者が競争可能な時間内に光アクセス回線網を整備することは不可能です。
- 上記のとおり、現状の光アクセス回線開放ルールでは実質的なボトルネックが存在しており、このような状況を解消するためには、光アクセス回線を1分岐単位(OSU共用)により開放し、NTT殿と接続事業者が真に同等な条件で競争できる環境を整備することが必要です。

## 【NTT殿意見】

- また、ネットワーク部分についても、中継ダークファイバや局舎コロケーションの開放により、他事業者はそれを自由に利用して、現に独自のIP通信網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザ(NTT東西全エリアにおける他事業者ユーザ数(シェア):1,518万契約者(56%)(平成19年6月末))を獲得しております。【NTT東日本殿】
- なお、ソフトバンク殿等は、当社及びNTT東日本の合計値を上回るADSLユーザ(平成19年6月末時点の他事業者ユーザ数(シェア):859万(62.3%))を有しているため、自社ADSLユーザをFTTHユーザにマイグレーションする等の営業方針次第で当社に匹敵するFTTHユーザを獲得することは十分可能と考えます。当社としては、ソフトバンク殿等が、かかるマイグレーション等を積極的に展開されることもないまま、営業活動を行ってもユーザ収容効率が上がらないと主張される趣旨が理解できかねます。更に、西日本エリアでは、当社と顧客基盤の異なる電力系事業者やCATV事業者等がブロードバンドサービスで大きなシェアを獲得しているのも事実です。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿は「当社に匹敵するブロードバンドユーザ(NTT東西全エリアにおける他事業者ユーザ数(シェア):1,518万契約者(56%)(平成19年6月末))を獲得しております」と指摘していますが、これは半分以上がADSLサービスの契約者(ADSL:859万契約、光サービス:288万契約、CATV:369万契約)であり、ADSL市場において競争が進展している一方で、光サービス市場における競争が進展していないことを示しているものと考えます。ADSL市場において競争が進展した要因は、メタルのアクセス回線開放が1ユーザごとに1メタルアクセス回線として行われたことによるものです。すなわち、NTT殿と接続事業者が完全に同等の条件によりメタルアクセス回線を使用して競争することが可能となったためです。
- 一方、現在の光サービス市場においては、ボトルネック設備である光アクセス回線が8分岐単位でしか開放されておらず、ADSLのように1ユーザごとに1光アクセス回線となっておりません。このため、光サービス市場ではNTT殿の光サービスの累積契約数シェアは70%超かつ純増シェアも80%超という現状にあり、独占状態に回帰しています。この状況を解消するためには、ADSLと同様に、光アクセス回線についてもOSU共用により1分岐単位で開放することが必要です。

## 【NTT殿意見】

- FTTHサービスに限ってみても、他事業者は自前で局内装置(OLT)を設置して、既にFTTHサービスを提供されております(他社OLTの設置ビル(NTT東西エリア内):延べ約910ビル(平成19年6月末))。また、当社のシェアドアクセス方式のアクセスライン設備は、既にダークファイバ1芯線単位、OLTは1パッケージ(OSU)単位といった設備の最小単位で貸し出しを行い、コストに忠実な接続料となっております。また、ダークファイバやOLTの貸し出しにあたって、共用を禁止する条項はなく、事業者間で共用することは現在でも可能となっております。さらに、OLTと同様、局舎コロケーションを利用して「事業者振り分けSW」を自前で設置することも可能です。したがって、新たな接続ルールを作るまでもなく、現在でも他事業者は、複数事業者間でダークファイバを共用し、1ユーザあたりの接続料を引き下げることができる状況にあります。自前でOLTを設置してFTTHサービスを展開されている事業者におかれては、当社に要望されるまでもなく、自社の設備を用いて、共用化を実現することも可能であると考えます。【NTT東日本殿】
- OLT等は市中調達可能であり、現に電力系事業者やKDDI殿(首都圏)は、自前敷設したシェアドアクセス方式のアクセスラインと自前OLTを組み合わせてFTTHサービスを提供し、当社と熾烈な競争を展開しています。また、ソフトバンク殿等も、多数の当社ビルに自前OLTをコロケーションし、当社のシェアドアクセス方式のアクセスラインと組み合わせてFTTHサービスを提供しています。【NTT西日本殿】
- 当社は、シェアドアクセス方式のアクセスラインについて、OLTを含め、既に芯線単位、OSU単位といった設備の最小単位で接続メニューを提供していることから、他事業者同士で、同一のサービススペックで良いとのサービス戦略に合意できるのであれば、当該他事業者間でOLT等を共用することとし、1社がコーディネーターとなって、自前の事業者振分SWを設置し、他の要望事業者と設備共用されればよいと考えます。なお、他事業者は、自前OLTと当社のシェアドアクセス方式のアクセスラインを組み合わせてサービス提供することも可能となっております。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿は、「当社のシェアドアクセス方式のアクセスライン設備は、既にダークファイバ1芯線単位、OLTは1パッケージ(OSU)単位といった設備の最小単位で貸し出しを行い」との指摘をしておりますが、弊社ではこれは最小単位での接続とはなっていないものと考えます。弊社は、複数の利用者において共有されるOSU、局内光スプリッタ及び光信号主端末回線については、1分岐単位での接続が最小単位であるものと考えます。

(次ページに続く)

## 【弊社意見】(前ページより続き)

- 現状、接続事業者は多数のNTT殿局舎に自社のOLTを設置しても、1分岐単位の光アクセス回線の開放がなされていないことから、光サービス市場においてユーザを獲得できない状況です。具体的には、光配線区画が約30世帯と上限があり、8分岐単位での光アクセス回線の接続では、各接続事業者が営業努力をしたとしても構造的に8分岐を満たすことに限界がある状況にあります。
- ここで、NTT殿が最小の接続単位とするダークファイバ1芯線、OLT1パッケージ(OSU)という接続単位は、光配線区画の設定、光アクセス回線設備の提供方式・分岐方式をNTT殿利用部門の要望に即して設定しているものであると考えられるため、NTT殿利用部門と接続事業者との同等性が確保されているとは言えません。NTT殿と接続事業者との同等性を確保するためには、光アクセス回線を1分岐単位で開放するとともに、NTT殿を含めた事業者間で光アクセス回線を共用することが必要です。
- 特に地方部においては、光サービスの需要が大きく見込まれず、現状の8分岐単位の接続という構造では接続事業者はもちろんNTT殿でさえも稼働率が確保できず、採算が見込まれないため、光サービスの普及が進展しないことが考えられます。一方、1分岐単位での光アクセス回線開放とNTT殿を含めたOSU共用を実施することにより、全事業者の稼働率及び採算性が向上するため、地方部においても光サービスの普及が進展し、デジタルデバイドの解消に寄与するものと考えられます。
- NTT殿が「新たな接続ルールを作るまでもなく、現在でも他事業者は、複数事業者間でダークファイバを共用し、1ユーザあたりの接続料を引き下げることができる状況にあります」と提案していますが、NTT殿を除いた事業者間のみで光アクセス回線を共用することでは、1利用者あたりのサービス提供コストが十分に低廉化しません。したがって、NTT殿を含めた全ての事業者で光アクセス回線を共用することが必要であり、これは事業者間の公正競争環境を整備するとともに、NTT殿の光サービス利用者にとってもコスト低減という効果をもたらすものとなります。このように、NTT殿を含めたOSU共用による1分岐単位での光アクセス回線開放は社会厚生に資するものであり、NTT殿が自身を含めたOSU共用に賛同しないことは、社会的にも非効率となるばかりか、公正競争を阻害する行為に他なりません。
- さらに、光アクセス回線自体の接続料低廉化を図ることにより、利用者利便を確保することが可能です。接続料低廉化の方策としては、経済的耐用年数の採用や技術革新の反映による償却期間の長期化、設備調達価格及び工事費用の精査等を実施することが適当と考えます。

## 【NTT殿意見】

- 当社は、戸建向けにシェアドアクセス方式でFTTHサービスを提供しておりますが、提供開始後6年間のうちに、数々のサービス内容の見直しや料金の値下げを行ってきております。そのうちアクセスライン設備の提供方式だけに限っても、計7種類(OLTは3種類[10Mbps、100Mbps、1Gbps]、分岐方式は2種類[局外4分岐・局内8分岐、局外8分岐・局内4分岐]、スプリッタは2種類(種類追加))にも及ぶ方式の追加・変更等を行っているところです。【NTT東日本殿】
- このように光ブロードバンドサービスの提供にあたっては、各事業者が、お客様からのご要望や技術革新、他事業者との競争環境等を勘案し、試行錯誤しながら工夫を加えていく段階にあり、今後とも機動的・弾力的に見直しが行われていくことから、現時点におけるOLT装置や分岐数を固定的に捉えて検討することは不適切であると考えます。こうした実情を踏まえることなく、現行の装置や分岐数を前提に、OLTを共用する事業者間で仕様や運用ルールという名の下で実質的なサービス調整を行うことは、任意で参加する事業者はともかく、参加を強制される事業者からみると、サービス開発・展開の自由度が奪われ、お客様が求める多彩なサービスの実現を否定する、いわばサービスレベルのカルテルであり、採るべき道ではないと考えます。【NTT東日本殿】
- OLT等を共用するという事は、現時点におけるIPブロードバンドサービスの主流であるベストエフォート型サービスで考えた場合、共用している各事業者のお客様間のサービススペックが全く同一のものとなり、サービス競争にならないため、当社としては他事業者とOLT等を共用する考えはありません。【NTT西日本殿】
- ソフトバンク殿の主張、「当社サービスと他事業者サービスは同じサービス品質でよい。」は、各事業者の工夫による多彩なサービスの実現を否定し、各事業者のサービスを完全に均質なものとする、いわばサービスレベルの事前調整であり、競争排除行為に該当する虞がある。【NTT西日本殿】
- 1芯にどれだけユーザを収容するかは各事業者の自由であり、また、そもそも、現行の分岐数(局外8分岐・局内4分岐)も、今後の品質面でのサービス競争や技術面の進化等に合わせて変わる可能性がある。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿が実施してきた、光アクセス回線設備に係る提供方式及び分岐方式の追加・変更や光配線区域の設定等は、あくまでNTT殿の需要動向やコスト構造等といったNTT殿自身の都合のみを反映して見直されているものであり、NTT殿の光サービスに係る事業構造を最適化することを目的としたものです。一方、接続事業者は、8分岐単位での光アクセス回線や狭小な光配線区域といった、NTT殿の光サービス事業に最適化された光アクセス回線設備構成での利用を強いられることとなるため、構造的にNTT殿と同等の競争環境になく、競争的に利用者を増やすことができない状況になります。

(次ページに続く)

## 【弊社意見】(前ページより続き)

- さらに、競争的に利用者を確保できないことにより、8分岐単位の光アクセス回線のもとではNTT殿と同等の設備稼働率を確保することができないため、サービス提供コストの面でも接続事業者が構造的に不利になる状況となっています。このように光サービス市場においては、光アクセス回線の開放が不十分であるため、ADSLで実現されたようなNTT殿と接続事業者との間での真に同等な公正競争環境が実現していません。したがって、NTT殿を含めた事業者間で共用に係る運用ルールを整備し、1分岐単位での光アクセス回線開放を実現することが必要です。
- 光アクセス回線設備に係る提供方式及び分岐方式の追加・変更等については、NTT殿を含めた事業者間で共用に係る運用ルールを整備することを前提とし、市場全体の需要動向や技術革新を踏まえた最適な提供方式及び分岐方式を選択することとし、この追加・変更にあわせて事業者間の共用ルールを見直していくことが適当であると考えます。このような対応を実施することで、社会的な効率性を確保した上で、NTT殿の指摘する機動的・弾力的な見直しが実現されるものと考えます。
- NTT殿と接続事業者の間で公正な競争環境が確保されているADSLサービスにおいては、1利用者あたり1メタルアクセス回線の開放を実施し、NTT殿を含む関連事業者間で運用ルールを取り決めた上で、サービス競争が進展し、利用者にとって多様なサービス、低廉な料金、サービスエリアの拡大等競争によるメリットが提供されています。このように、事業者間で運用ルールを取り決めてサービス提供上の一定の制限等が適切な範囲で設定されたとしても、それに基づきサービス競争が進展することにより、利用者にとって支障なくサービスを利用することも確保される等の利用環境向上も見込まれます。競争の進展により、利用者は様々なメリットを享受することとなるため、運用ルールを取り決めることは、適切な措置であると考えます。
- したがって、光アクセス回線におけるNTT殿の「OLTを共用する事業者間で仕様や運用ルールという名の下で実質的なサービス調整を行うことは、任意で参加する事業者はともかく、参加を強制される事業者からみると、サービス開発・展開の自由度が奪われ、お客様が求める多彩なサービスの実現を否定する、いわばサービスレベルのカルテル」という指摘は適当ではなく、光アクセス回線においてもNTT殿を含めた事業者間で共用に係る運用ルールを整備し、1分岐単位での光アクセス回線開放を実現することによって光サービス市場におけるサービス競争を進展させ、多様な事業者により、利用者により多彩なサービスや低廉な料金を提供することが必要と考えます。なお、そもそもNTT殿の指摘する内容では、技術の標準化、運用ルールの整備など、電気通信サービスの安定的提供のために通常行われている一般的な行為も「サービスレベルのカルテル」ということになりかねず、不適切な認識と考えます。

## 【NTT殿意見】

- ある事業者のヘビーユーザや映像サービス等の影響によって、インターネットアクセスの速度が低下します。具体的には、インターネット上の映画や音楽プロモーションビデオ等動画視聴時の画像に乱れが生じる、Webサイトを閲覧する際の表示に時間がかかる、サービス利用開始時にレスポンスが悪くなる、大容量ファイルのダウンロード／アップロード時に時間がよりかかるといった事象が生じます。(1社で提供していれば、例えば全体バランスをみて臨機応変なヘビーユーザ対策等が可能)【NTT東日本殿】
- 特定事業者のヘビーユーザ等の影響により、その他の事業者のお客様の通信品質が劣化し、ベストエフォート型のインターネットアクセスの通信速度低下や映像配信サービスの画質劣化等が生じる(1社でサービス提供していれば、臨機応変にヘビーユーザ対策等を実施することが可能。)。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- あるヘビーユーザや映像サービス等の影響によって、インターネットアクセスの速度が低下するケースも考えられますが、他のユーザのサービス品質に影響を与えることがあったとしても、このサービス品質の維持に関しては様々な方法で対処できます。例えば、ユーザ毎のVLAN体系による上り／下りのトラフィックの優先制御及び帯域保証により、対処することも可能であると考えます。このことは、接続事業者で実施した「複数事業者によるOLT装置共用の検証結果」により技術的な実証がなされているところです。
- これを実現する上で、他のユーザにおけるサービス品質・レベルの低下を抑制するために、事業者間でOSU共用における優先制御及び帯域保証に関する運用ルールを取り決めることが必要となります。この運用ルールの取り決めにあたっては、平成19年10月19日付 当社提案書 別添資料7「OSU共用にて接続する場合のルール策定について」や、NTT殿におけるBフレッツサービスの運用ルールを参考にして取り纏めることが適当であると考えます。なお、当社が提案書 別添資料7「OSU共用にて接続する場合のルール策定について」で提案している内容については、あくまでも運用ルール案の一つの例として考えているものです。
- また、NTT殿はこれまでBフレッツサービスを提供してきた経験を踏まえ、NTT殿内における複数ユーザに関する共用の自主ルールを設定しているものと考えています。今回、NTT殿は「1社で提供していれば、例えば全体バランスをみて臨機応変なヘビーユーザ対策等が可能」と主張していますが、これは複数のユーザで共有する際の運用ルールを策定済であることを意味するものであり、この現行のルールは、複数の事業者で共有する場合の運用ルールとしても活用できるものと考えます。NTT殿の運用ルールの具体的内容や考え方を提示してもらうことで、NTT殿におけるこれまでの貴重な経験を活かした事業者間共用の運用ルールの策定が可能となり、臨機応変なヘビーユーザ対策等についても対処可能になると考えます。
- なお、NTT殿が挙げるヘビーユーザ等の事例については、頻繁に発生する事象ではなく特殊事例であると考えられ、このような特殊事例への対処については、事業者共通の課題として取り組むことで解決可能であると考えます。

## 【NTT殿意見】

- 波長多重方式の映像サービス等のように、新サービスの提供にあたって既存のOLTの更改・変更等が必要となる場合、OLTを共用する事業者間で調整を行う必要があり、調整がつかなければ、自社計画どおり新サービスを提供することができなくなります。  
【NTT東日本殿】
- ソフトバンク殿等は、予め事業者間でサービス品質を確保するためのルールを取り決めておけばよいと主張するが、仮に、一旦はルールを取り決めることができたとしても、新しいサービスを提供しようとする都度、関係事業者間で調整を行う必要があり、調整がつかなければ、自社計画どおり新サービスを提供することができない等、大きな支障が生じる。例えば、予め事業者間で最低保証帯域を定めるルールを取り決めることができた場合において、当社が最低保証帯域を上回る帯域を優先的に確保するサービスを提供しようとしても、既存の他事業者が権利縮減に反対し、事業者間調整が難航する可能性が高い。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- 波長多重映像配信サービス等のように、新サービスの提供にあたってOLTの更改・変更等が必要となるケースについても、OSU共用における事業者間の運用ルールを予め取り決めることで対処可能であると考えます。基本的には、新サービスの提供にあたって、同等性の観点から、NTT殿の管理部門と利用部門間の運用ルールをNTT殿管理部門と接続事業者間として適用させることが可能であると考えます。例えば、NTT殿と接続事業者間の運用ルールとして、ADSL等の既存サービスにおける運用方法をベースとすることも有効であると考えます。
- このNTT殿が例として挙げている「波長多重映像配信サービス」における課題については前述のとおり解決可能と考えており、下記の情報をNTT殿に提供していただければ、弊社から具体的な運用ルール案を提案致します。
  - どのような設備、構成、接続点になっているのか
  - サービス提供地域を広げる際はどのような工事が行われるのか
- 弊社でも、新サービスの提供は利用者利便の向上や需要の喚起、電気通信の健全な発達に必要であり、OSU共用における運用ルールを検討することは重要であると考えます。弊社では、活発な競争のもと、事業者が切磋琢磨することにより、新サービスの創出や利用者料金の低廉化が図られるものと考えます。このため、ポトルネットワーク設備の十分な開放を実現し、公正な競争環境の確保に向けた検討がなされるべきと考えます。

## 【NTT殿意見】

- アクセス系の故障原因の多くは宅内装置(ONU等)であり、あるONUの故障が原因で他のお客様の通信にも支障が生じる場合がありますが、他社ONUが混在する場合、切り分けやお客様対応に時間を要し、故障復旧時間が長引くことになり、お客様にご迷惑をおかけすることになります。ひかり電話など障害のお客様にあたる影響が多めで早急な回復が不可欠なサービスにおいては、致命的な保守レベルの低下となります。【NTT東日本殿】
- 故障修理や支障移転の都度、関係事業者間で調整を行う必要があるほか、特定事業者のONU故障がその他の事業者のお客様に影響を及ぼしている場合において、当該特定事業者の故障回復に時間を要したときは、その他の事業者のお客様のサービス回復時間が長期化することになる。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿が指摘する「あるONUの故障が原因で他のお客様の通信にも支障が生じる場合」は、頻繁に生じる事象とは認識しておりませんが、このような障害時の対応についても事前の協議で明確なルール化を図ることにより、必要十分に迅速な保守対応を実施することは可能と考えます。具体的には、OLT・ONUの保守運用を特定の事業者に一本化する、障害・保守対応要請の連絡を分岐端末回線IDごとの連絡とする等の対応を行うことが考えられます。NTT殿を含めた事業者間での共用ルールを定める中で、具体的な運用内容を確認し、障害時の対応ルールについても事業者間で合意することは可能であると考えます。
- なお、共用を行っていない現状においても、NTT殿が提供するひかり電話については、数回の長時間障害が発生したと報じられているところです。こうした状況を鑑みると、1社での提供であれば障害時の対処が迅速であり、複数事業者で共有した場合には対処が長引くという主張を具体的な根拠なく行うこと自体、そもそもNTT殿がネットワークをオープンにしていこうとしないことを現しているものと考えます。

## 【NTT殿意見】

- 設備割付(どのファイバ、どのスプリッタに收容するか等)を現在自動的に行っていますが、他事業者との共用で、設備割付の手順が複雑となり開通期間が長期化し、お客様サービスが低下します。【NTT東日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿の「設備割付(どのファイバ、どのスプリッタに收容するか等)を現在自動的に行っていますが、他事業者との共用で、設備割付の手順が複雑となり開通期間が長期化し、お客様サービスが低下します。」との主張は、自社のユーザの利便性のみを優先したものであり、このような主張はNTT殿利用部門と接続事業者との同等性(時期の同等性を含む)の確保を全く考慮していないものと考えます。
- すなわち、このような主張はNTT殿は自社のユーザの利便性の保護を盾に、接続事業者に対して競争阻害的な仕組みや運用を強制しようとするものであり、公正競争を実現する為には、改める必要があるものと考えます。
- あるべき姿としては、NTT殿利用部門と接続事業者との真の意味での同等性を確保する為に、OPSを接続事業者にも開放し、NTT殿利用部門と接続事業者に対する設備割付を同等に行うべきであり、設備共用に関する運用ルールを事前に整備しておくことで、開通期間の長期化は回避出来るものと考えます。
- なお、NTT殿は地域IP網からNTT-NGNへのマイグレーションを行うこととしており、当然、このマイグレーションに対応するOPS等の設備改修を行うことになるものと考えます。異なるネットワークの切り替えという観点では、地域IP網からNTT-NGNへの移行も複数事業者によるOSU共用も大きな違いはないことから、このOPS等の設備改修によってOSU共用についても対処可能であると考えます。

## 【NTT殿意見】

- 道路工事等の外的要因で回線等の通信設備を移設する場合(支障移転)やケーブル故障対応時等の回線借用の調整が複雑(現在は当社とお客様との折衝。共用した場合、各事業者とお客様との折衝結果を受け、事業者間で調整が必要)となるため、緊急的な支障移転が困難となり、ケーブル故障時に迅速な復旧等対応ができなくなります。【NTT東日本殿】
- 事業者間で回線を共用するラインシェアリングのADSLの場合は、メタル回線1本に1ユーザを収容してサービス提供することになるが、それと異なり、OLT共用によるシェアアクセス方式のFTTHサービスは1芯に複数ユーザを収容してサービス提供するものであるため、ADSLと比較して故障修理や支障移転の際のお客様対応により多大な時間を要することが想定され、結果としてお客様サービスのレベルダウンを招く虞が大きい。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿は「道路工事等の外的要因で回線等の通信設備を移設する場合(支障移転)やケーブル故障対応時等の回線借用の調整が複雑となる」と主張していますが、これはOSU共用の場合にのみ生じる問題ではなく、NTT殿のダークファイバの同一ケーブルを複数事業者が利用している場合にも生じる事象であり、現状でも発生しうるものです。したがって、現行の運用ルールにて対応可能であり、事前の事業者間運用ルール策定において、支障移転などが必要となるケースを明確化し、この際の事業者間調整手続まで定めて合意しておくことにより、迅速な復旧対応を行うことは可能と考えます。
- また、ADSLと比較して共用する事業者数が多くなることにより、故障修理や支障移転に多大な時間を要するとしている点については、不適切な指摘であると考えます。なぜなら、ラインシェアリングにおける障害時対応については、既にADSLで運用ルール策定の実績があり、そのルールや相互接続における事業者間の保守運用ルール等をベースに光サービスにおける運用ルールを策定すれば、関係する事業者の数が2社以上に増えたとしても、お客様サービスのレベルダウンを招くほどの影響を及ぼすとは考えられないからです。また、そもそもOLT等の機器の障害は頻度もそれほど多くなく、ネットワークのオープン化を前提として障害対応手順を明確化すれば解決可能であると考えられ、そのための努力を放棄して長時間化を謳うことはネットワークのオープン化への意志を疑うものであります。

## 【NTT殿意見】

- 例えば、ベストエフォート型の品質確保に向けた運用方法、新サービス提供時の設備の更改・変更に係る事業者間の取り決め、故障時の切り分けやお客様対応方法等については、サービス競争の根幹に関わる問題であるため、異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールを定めることは現実的に困難です。【NTT東日本殿】
- ベストエフォート型の品質確保に向けた運用方法やユーザ収容方法等、サービス競争の根幹に関わる事項について、異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールを定めることは現実的に困難である。【NTT東日本殿】

## 【弊社意見】

- 共用する事業者間で異なるサービスポリシーを持つことが考えられますが、そのことをもってルール策定ができないというのは早計過ぎると思います。実際にADSLサービスにおいては、光/メタル収容替え、回線収容替え、ブリッジタップの取り外しや保安器の取替え等に関して事業者間の調整を行った上で、様々な工事を実施しており、異なるサービスポリシーを持つ事業者間であっても共通の運用ルールの策定が行われています。したがって、メタルが光に置き換わったFTTHにおいても、同様に共通の運用ルールの策定は当然可能であり、まずはNTT殿において実施されている具体的な運用ルールを明らかにした上で、共用した際に生じる課題をできるだけ解消していくよう、NTT殿を含めた関係事業者間で協議すべきであると考えます。
- 例えば、ベストエフォート型の品質確保に向けた運用については、接続事業者側のトラヒックを一定に制限する運用ルールを取り決めることや、NTT殿におけるBフレッツユーザの収容ルールを参考に、共用化における事業者間ルールを取り決める等が考えられます。このトラヒック制限を接続事業者単位とするか、それともユーザ単位とするか、またトラヒック制限の閾値をどのように設定するか等については、今後の検討等を通じて取り決められることが適当であると考えます。なお、8分岐を占有し、NTT殿自身が特定のユーザのみ広帯域を確保するサービスを提供するケースにおいては、NTT殿自身で運用ルールを取り決めることが想定されることから、それらの考え方を参考とすることも可能です。
- また、新サービス提供時の設備の更改・変更時及び故障時の切り分けやその際のお客様対応については、既存サービス同様に、サービス提供事業者や故障等の事象を知得した事業者を中心に、適宜事業者間で連携を取り合うルールを保守運用確認事項等にて定めることにより、課題の解決を図ることが可能です。

## 【NTT殿意見】

- 光ファイバ、OLT等のユーザあたりコストは低減する反面、事業者振り分けSWやOPS開発等、莫大な追加投資・コストが発生します。これに加え、当社の既存ユーザまで他事業者と共用する方式に切り替える場合は、現用のお客様サービスに影響、支障があり、かつ、移行稼働・費用もかかります。【NTT東日本殿】
- 光ファイバ、OLT等のユーザあたりコストは低減するが、事業者振分SWやOPS開発等の追加投資・コストが発生するため、必ずしも経済的とは限らない。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿は事業者振り分け機能を有するSW導入に莫大な追加投資・コストが発生すると述べていますが、弊社の設備調達実績ではこのようなSWの費用は基本的に莫大なコストが発生するものではなく、競争入札等を通じてNTT殿も莫大な追加投資なくこれらの設備を導入することが可能と考えます。
- また、OPS開発は莫大な追加投資・コストが発生するとしていますが、これまでに提供されてきたドライカットパ、ADSL重畳、マイライン、番号ポータビリティ等については、当初接続事業者との共用・接続を想定していなかったNTT殿のOPS等のシステムを、必要に応じて更改・改造することで実現してきたものと理解しており、シェアドアクセスの共用化の実現に向けたOPSの更改等は特別な問題にはならないものと考えます。さらに、OSU共用により発生するこれらの追加コストについては、これまでに提供されてきたドライカットパ、ADSL重畳、マイライン、番号ポータビリティ等の提供スキームと同様に、適正なコストに基づく接続料、網改造料等を通じて接続事業者も負担することで、この課題を解決することができるものと考えます。したがって、議論を先に進める為にも、追加発生するとしているコストの具体的な内容をNTT殿に早急に提示させ、その内容についての適正性を検証すべきです。
- また、NTT殿は「当社の既存ユーザまで他事業者と共用する方式に切り替える場合は、現用のお客様サービスに影響、支障があり、かつ、移行稼働・費用もかかります」としていますが、例えば現状においてもNTT殿若しくは他社(ISP等)が波長多重映像配信等の新サービスを提供する際に実施する工事でも、全サービス断となるケースが既に発生していますが、全サービス断となる工事を実施する場合は、ユーザへの影響を可能な限り小さくするよう、深夜や早朝の時間帯に工事を実施することで他社と調整しているものと考えます。また、ADSLやドライカットパにおける工事等でもユーザの回線サービスが断となるケースが既に存在しており、現在は契約時点で当該事象に関する説明をユーザに実施することで理解を得ています。こうした、既に存在するサービス断となる事象への対処を参考に、シェアドアクセスを共用する際にも、同等の運用ルールを予め取り決めておくことで、この課題を回避することができるものと考えます。

## 【NTT殿意見】

- NGNでは、従来のベストエフォート型のサービスに加え、大容量で帯域確保型のサービスを新たに提供していく考えですが、先日ソフトバンク殿等の7社が報道発表された最低保証帯域を予め定める方法では、それを上回る帯域確保サービスやダイナミックな帯域の割当て等によるサービスの展開ができなくなり、NGN導入によるお客様の利便向上につながらないと考えます。例えば、インターネットアクセスサービスの高速化、地デジ等放送型フルハイビジョン配信や高画像テレビ電話、高精細遠隔病理診断等の映像配信サービス等の新サービス提供に支障が生じます。また、最低保証帯域の設定や事業者振り分け用SWの仕様等を異なるサービスポリシーを持つ事業者間で調整して決定することは困難であり、結果としてNGNによる迅速かつ柔軟なサービス展開に支障が生じます。【NTT東日本殿】
- OLT等を複数事業者で共用することは、サービス品質の確保や新サービスを提供する上で支障が生じ、多種多様なサービスを迅速に提供できなくなるといった問題を抱えることになる等、問題が大きく、先日ソフトバンク殿等が報道発表された方式でも、サービス面・コスト面で大きな制約を受けることになります。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT-NGNにおいては、現状の局内4分岐・局外8分岐の回線構成を継続する場合、同一回線内において、帯域保証型サービスの利用者とそうでない利用者との収容するケースが存在することになるものと考えます。したがって、事業者間でOSUを共用する場合においても、こうしたケースと同様に運用ルールを定めることにより、NTT殿の指摘する問題を解消できるものと考えます。(仮に接続事業者との共用においては問題が解消できないということであれば、NTT殿単独では問題が解消できて、接続事業者との共用において問題が解消できないとする理由を明確に示すべきです。)
- 帯域保証型サービスの利用者の収容に関する運用ルールの策定にあたっては、NTT殿の運用ルールを基本に事業者間のルール整備を行うことも考えられるため、まずはNTT殿にNGNにおける帯域保証型サービス利用者の収容ルールを提示していただき、それをベースに事業者間のルール作りを行うことが有効と考えます。
- なお、当社がNGN接続ルールの在り方の提案書に添付した共用ルール案は現行のNTT殿の設備・分岐方式に合わせて想定したものであり、仮に設備・分岐方式が見直された場合は、これまでと同様にその見直しにあわせて柔軟に共用ルールの見直しを行うことが可能であると考えます。

## 【NTT殿意見】

- 当社のNGNは、既存のIP通信網の高度化・大容量化であり、最終的には既存のIP通信網をNGNに置き換えていくこととしておりますが、異なるサービスポリシーを持つ事業者との調整に時間を要する等、既存IP通信網からNGNへの円滑な移行に支障が生じません。【NTT東日本殿】

## 【弊社意見】

- NTT殿はOSU共用を行った場合、「異なるサービスポリシーを持つ事業者との調整に時間を要する」と主張していますが、一方ではサービスポリシーの異なる既存IP通信網 (Bフレッツ) とNGNへの移行には支障がないような主張をしており、その主張の内容が矛盾しています。既存IP通信網 (Bフレッツ) とNGNへの移行には支障がないのであれば、そのことはサービスポリシーの異なるネットワーク間における移行を円滑に行う仕組みを構築することが可能であることを裏付けるものと考えます。
- また、この点に関して、一部報道によれば、現在の光サービスユーザは、NTT-NGNに工事なしで移行できるとされているところであり、この報道が正しいとすれば、NTT殿はOPS等において地域IP網とNTT-NGN間のネットワークの振り分け機能をサポートするものと想定され、その機能を使えば接続事業者との共用をサポートすることも容易に可能であると推定されます
- さらに、弊社共は、事業者間の移行をさらに容易に実現する為に、シェアドアクセスの事業者間共用について事業者間での共用ルールを整備することを提案しているところであり、これらの取り組みによってNTT殿が主張するOSU共用における運用上の問題は解消可能と考えます。

## 【NTT殿意見】

- 上記②のような広範な問題があるにもかかわらず、他事業者はOLT等を共用するか専用するかを自由に選択できるのに対し、当社だけが共用を義務付けられるとすれば、著しく競争中立性を欠くものと考えます。共用化によるメリットとデメリットをどう判断するかは、各社の経営・営業判断に委ねるべきであると考えます。【NTT東日本殿】

また、当社に対して共用を義務付ける理由が、現時点におけるFTTHユーザ数が多いことであるとすれば、それは販売のウェイトをどのサービスにおくかといった営業上の問題であり、設備のボトルネック性といった接続ルールの問題ではないと考えます。FTTHサービスは需要の立ち上げ期にあり、普及率は固定電話に比べて20%未満に過ぎず、潜在ユーザはまだ多いと考えます。さらに、他事業者は、当社を上回るADSLユーザ(NTT東西全エリアにおける他事業者ユーザ数(シェア):859万契約者(62.3%)(平成19年6月末))を有しており、営業力を駆使して、当社に匹敵するFTTHユーザを獲得することは十分可能であると考えます。【NTT東日本殿】

- そもそも、一芯にどれだけ多くのユーザを獲得するかは、営業上の問題であり、接続ルールの問題ではないと考えます。【NTT西日本殿】
- 共用化によるコスト低減よりも独自サービスの提供を重視するのか、独自サービス提供を制限されても共用化によるコスト低減を重視するのかは、各社の判断に委ねるべき。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- 「他事業者はOLT等を共用するか専用するかを自由に選択できるのに対し、当社だけが共用を義務付けられるとすれば、著しく競争中立性を欠く」との指摘については、NTT殿の管理部門と利用部門が一体として事業運営を行っているという立場からの主張以外の何ものでもなく、このような状況においてNTT殿利用部門と接続事業者との間の同等性は担保されるはずありません。
- NTT殿管理部門の立場からしてみると、本来最も効率的な設備の接続単位は1分岐単位であり、接続事業者から再三の申入れを行っているにも係わらず、利用部門の要求する非効率な8分岐のみを受け入れていることは、競争阻害的な目的があると疑わざるをえません。また、1分岐単位での接続(OSU共用)に関してNTT殿が指摘する問題点については解決策を提示しているにも係わらず、依然として問題があるとし、光サービス市場の普及目標自体を下方修正するような状況では、NTT殿が真に日本のブロードバンド通信インフラの構築に協力しようとしているのか疑わしいと考えます。

(次ページに続く)

## 【弊社意見】(前ページより続き)

- すなわち、このようなNTT殿のスタンスは光サービス市場において再び独占市場を形成することを画策するもの以外の何ものでもなく、このままでは通信市場は自由化以前に逆行してしまうものと考えます。結論として、1分岐単位での接続が実現されないのであれば、NTT殿の構造分離・機能分離が不可欠と考えます。
- なお、1分岐端末回線単位での接続及びOSU共用が必要な理由は、光サービス市場におけるシェアの問題ではなく、NTT殿のアクセス網の公平な開放という問題であり、設備のボトルネック性といった接続ルールの問題以外の何ものでもありません。現状の8分岐単位での接続ルールが継続し続ける限り、PSTN等の既存サービス市場における市場支配力のレバレッジ等の相乗効果により、光サービス市場はNTT殿の独占市場と化してしまうことは明らかです。

## 【NTT殿意見】

- OLT等の共用化は、①新サービスの展開に大幅な制約を加え、どの事業者にも均一的なサービス提供を強制する一方、②営業努力をしなくても、1ユーザあたりのコストがどの事業者も同じになる仕組みを強制することと同じであり、健全なサービス競争を否定するものであると考えます。【NTT東日本殿】
- ソフトバンク殿等の要望のポイントは、「営業努力して収容効率を高めた事業者に相乗りすることでリスクを軽減して商売したい。」というものです。営業努力をして収容効率を高めなくても、1ユーザあたりコストが先行事業者と同水準になるような仕組みを採り入れることは、ソフトバンク殿等がフリーライドすることになり、健全な競争環境を歪めることとなります。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- OSU共用が「新サービスの展開に大幅な制約を加え、どの事業者にも均一的なサービス提供を強制する」という指摘は、ADSLサービス等においてインターネット接続のみならず、IP電話などの多様なサービスが登場して来ているという前例からも、このような指摘は当てはまらないものと考えます。  
また、「営業努力をしなくても、1ユーザあたりのコストがどの事業者も同じになる仕組みを強制することと同じであり、健全なサービス競争を否定するもの」との指摘については、そもそもの認識が誤っており、営業努力を行わなければコストが同等にならないという市場構造がそもそも公平性を欠くものであることを認識すべきです。このような市場構造を認めるのであれば、営業活動に十分な資金を投入できる事業者しか市場に残ることは出来ず、こうした主張は様々なポテンシャルを有する事業者の市場参入を否定し、サービス競争そのものを否定するものに他ならず、極めて問題です。
- すなわち、1分岐単位の接続料の設定やOSU共用の実現こそが、サービス競争を推進する上での前提条件であり、これらの実現なくしてサービス競争は成立しえないことを十分に認識すべきです。
- なお、OSU共用によるコスト低減化の効果はNTT殿自身も享受できるものであるにも関わらず、NTT殿が共用を拒み続けることは理解が及ばないところです。

## 【NTT殿意見】

- さらには、現在、当社の加入者光ファイバの接続料が実際のコストを大幅に下回る水準で設定されている状況にある中で、これを更に実態を反映しない安価な割り勘料金での貸し出しを義務づける料金政策が採られるとすれば、利用ベースの事業者はアクセスラインの投資リスクを従来より更に軽減してサービス提供できる一方、当社だけでなく、光ファイバを自ら構築している電力系やCATV事業者は、設備を構築するインセンティブを失い、今まで進展していた設備競争にブレーキをかけることになると思います。【NTT東日本殿】
- このような競争政策は、総務省の新競争促進プログラムで掲げられている「設備競争とサービス競争の適正なバランスを図る。」という政策目標を否定するだけでなく、各社のIPブロードバンドネットワークの利点を生かした多彩なサービスの実現を困難にするとともに、長期的にはユーザ料金の低廉化を阻害するおそれがある等、お客様利便の向上・メリットの創出につながらないことから、採用すべきでないと考えます。【NTT東日本殿】
- 自ら投資するよりも借りた方が得になる状況が更に助長されれば、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者の投資インセンティブも失われ、誰も光ファイバ等投資を行わなくなり、結果、設備競争が阻害され、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。このような競争政策を推進した場合、結果として、各社のIPブロードバンドネットワークの利点を生かした多彩なサービスの実現を困難にし、お客様利便の向上につながらないと考えます。【NTT西日本殿】

## 【弊社意見】

- 現在の光ファイバ接続料については、将来原価方式で算定されたものであり、算定期間を通じてNTT殿はコスト回収が可能なはずで、すなわち、仮に現在の光ファイバ接続料水準が実際のコストを大幅に下回る水準で設定されているのであれば、NTT殿はさらに効率的にNWを構築・運営する余力を有する状況にあると言え、OSU共用による1分岐単位の接続を許容せず非効率なネットワークを構築していることこそが正にその主たる要因であると考えます。
- また、NTT殿は分岐端末回線単位の接続料について「実態を反映しない安価な割り勘料金」と主張していますが、NTT殿における接続料の設定については、何よりもまずNTT殿利用部門と接続事業者との公平性の確保に主眼を置いてなされるべきあり、接続に要するコストの回収が可能である限りは、このような指摘は問題にはならないと考えます。さらに、接続料の設定方法が「割り勘料金」であったとしても、算定方法が適正であれば、適正なコスト回収が行えることは明白であり、この接続料水準を達成できないとすれば、設備構築事業者の事業運営上、非効率性が存在することを意味するものと考えます。また、そのような非効率性によるコスト増について接続事業者に負担を強いることを認めるとすれば、公正な競争環境の実現は不可能になるものと考えます。

(次ページに続く)

## 【弊社意見】(前ページより続き)

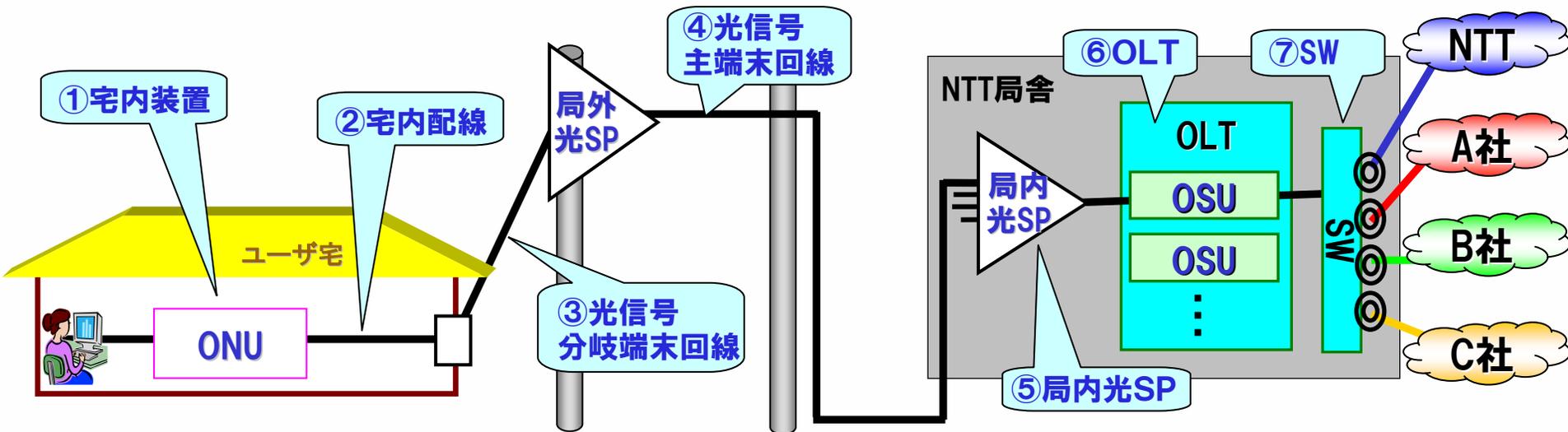
- さらに「電力系やCATV事業者は、設備を構築するインセンティブを失い、今まで進展していた設備競争にブレーキをかけることになる」との指摘については、設備競争こそが競争の本流であるという誤った認識に基づくものであり、消費者の為になる真の意味での競争が何かを念頭におき議論を行う必要があると考えます。前述のとおり、適正なコスト回収が可能であれば、設備構築のインセンティブが損なわれることはなく、設備競争とサービス競争とを両軸として推進してこそ、真の意味での消費者利便の最大化に資するものと考えます。
- 1分岐単位での接続料の設定やOSU共用による設備効率の向上こそが、真の意味での消費者利便向上に資するものであり、総務省の新競争促進プログラムで掲げられている「設備競争とサービス競争の適正なバランスを図る。」施策に他ならないと考えます。
- 換言すると、1分岐単位での接続料の設定やOSU共用を認めず、設備保有事業者による競争阻害的な接続ルールを継続することは、設備保有事業者の非効率性を増長するばかりか、設備保有事業者のみによる利用者の困り込みを助長することとなり、ユーザ料金の低廉化が実現されない等、お客様利便の向上・メリットの創出につながらないものと考えます。

## 光アクセス回線接続料に係る算定の考え方

## 主な算定の考え方

- 地域IP網とNTT-NGNの双方を前提に一括して試算を行った。
- 将来原価方式を用い、算定対象期間を平成18年度～平成22年度の5年間とした。
- 平成22年度末の時点で、地域IP網とNTT-NGN合計で3,000万加入を前提とした。
- 光ファイバの減価償却期間は30年とした。
- 保全費等は、リバースオークション等の導入を見込んで、30%削減した。
- 設備調達には、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減した。

## (2) 個々の設備に係る算定の考え方



設備	算定の考え方
① 宅内装置(ONU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者変更時にONUを継続的に利用するものとし、減価償却期間を適正化した。(18年)</li> </ul>
② 宅内配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者変更時に宅内配線を継続的に利用するものとし、減価償却期間を適正化した。(30年)</li> </ul>
③ 光信号分岐端末回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者変更時に分岐端末回線を継続的に利用するものとし、減価償却期間を適正化した。(30年)</li> </ul>
④ 光信号主端末回線 (局外光スプリッタ含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NTTを含めた設備共用を前提とし、平均設備稼働率70%を見込んだ。*</li> <li>■ 局外光スプリッタについて、効率的な設置作業を見込み、減価償却期間を適正化した。(30年)</li> </ul>
⑤ 局内光スプリッタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NTTを含めた設備共用を前提とし、平均設備稼働率70%を見込んだ。</li> <li>■ 局内光ファイバについて、200芯の光ファイバを使用し、効率的な配線構成とした。</li> </ul>
⑥ OLT(OSU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NTTを含めた設備共用を前提とし、平均設備稼働率70%を見込んだ。</li> <li>■ 局内光ファイバについて、200芯の光ファイバを使用し、効率的な配線構成とした。</li> </ul>
⑦ SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NTTを含めた設備共用を前提とし、平均設備稼働率70%を見込んだ。</li> <li>■ スイッチあたり、3台のOLTを収容する設備構成とし、市場価格を基準として算出した。</li> </ul>

\* 局内光スプリッタを設置せず、局外光スプリッタの分岐数を32分岐とすれば、更なる費用低廉化が可能。